

動が戦時中の拘束を脱して一気に自由化した結果、これまでとは一変した観念が国内に充滿しはじめた。足柄下郡の常会に関する資料には県会の開かれていたのと同じ一九四五(昭和二十)年十二月の「郡常会提案事項」で、その月の特別実践事項が依然「八紘一字」であるのと並列して、学務課が「新教育ノ動向、根幹、1 軍国主義教育ノ払拭、2 民主々義、平和主義教育ノ確立」を併列して提案する予定となっているほどである(資料編 12 近代・現代(2)六)。

同資料の一九四六年一月郡常会提案事項は、「建設貯蓄ノ取扱ニ就テ」のなかで、国民貯蓄増強運動にふれ「新シキ目標ヲ皇国財政護持新日本建設ト悪性インフレ防止ニ置キ個人経済ノ安定ヲ目差シテ居ルノデスカラ今迄ノ様ニ割当的強制貯蓄ハ致シマセン」としつつも「従来ノ実績ヲ参酌シテ『各町村デ』国家ノ要望ニ適応スル様ニ一定ノ貯蓄目標ヲ樹立シ国民ノ愛国心ニ訴ヘテ現金手持ノ弊害ヲ克ク理解ヲシテ貯蓄ノ増強ニ一層努力ヲ望ミマス」(同上)としている。また一九四五年十二月に作成された「戦後ニ於ケル国民貯蓄増強方策ノ内容説明」(資料編 12 近代・現代(2)七)は、その宣伝啓発の指導方針で、「従来ノ命令的ナル訴ヘ方(例ヘハ『貯蓄セヨ』)及感情ト結付クル訴ヘ方(例ヘハ『勝ツ為』)ヲ可成少クスルコト、反面国民ノ理性ニ訴フル訴ヘ方ヲ多クシ、……結論ハ国民自ラ之ヲ下スカ如クシ、真ノ納得ニヨル協力ヲ促スニ努ムルコト」と指導し、特に官庁が「直接国民ニ呼掛クル場合ニハ特ニ注意スルコト」と指導しているのである。そして今後の貯蓄政策は「著シク個人経済本位利益誘導本位ニ転向セラルルコト、ナル」し、「勤労ト節約ニ付テハ単ニ之ヲ道德的ニ理解スル従来ノ観念ヨリ飛躍シテ効果第一、能率第一主義トシ、最少ノ原料、資材、労務、資金、時間等ヲ以テ最大ノ成果ヲ挙クルヲ眼目」とすべきことを指摘している。たしかに行政機構の内部での新事態への転換もこのように進められているものの、それをとりまく環境の変化のテンポはそれ以上に速かった。県民の側から、あるいは占領政策の指令によって、従来の県行政の仕組みは徐々に変容を迫られるに至ったのである。県民からの動きは最初に身近な行政機構である町内会・部落会に対して向けら

町内会の改組

みは徐々に変容を迫られるに至ったのである。県民からの動きは最初に身近な行政機構である町内会・部落会に対して向けら

れた。県施策の伝達から配給業務に至るまで、日常生活の多くにかかわりを持ち、しかも十分に機能しえない既存の町内会の「民主化」が課題とされたのは当然ともいえた。特に大都市部においては配給に対する不満がそのまま町内会における批判に直結しえたのである。一九四五年十一月ごろから横須賀、川崎、横浜、茅ヶ崎、逗子などで、町内会の民主的再編、あるいは町内会長の総辞職などの要求がみられ、新たな町内会への衣替えの動きが自発的にみられるに至った。横須賀では一九四六年一月に入ると役員総辞職がみられ、『神奈川新聞』昭和二十一年一月十一日付)、また川崎市小向町内会では町民の総選挙による役員選出(『神奈川新聞』昭和二十年十二月七日付)などさまざまなかたちでの再編の動きが出てきたのである。

こうした住民の動きに対し、一方で「民主化」は至上命令であるものの他方で末端行政事務を担わしている現状から、急激な再編はとりえないにしても、徐々の改組は行政当局もとらざるをえなかった。市民の動きが活発であった川崎市では「国家組織ノ基盤タル町内会並ニ隣組ノ真ニ自主的ナル組織ニ改変スルハ現下喫緊ノ重要事タルニ鑑ミ」独自に「川崎市町内会設置要綱」を定めこれに対応するような動きをとったのである(資料編12近代・現代(2)三〇)。一方、県当局も一九四六年二月二十日に至り内務部長名で「町内会部落会等ノ運営ニ関スル件」を各地方事務所長・市長あてに通知し「町内会部落会ニ対シ過重ナル負担ヲ課シ或ハ其ノ自発的協力ニ俟タズシテ強圧ニ依ル負担ヲ部民ニ強ヒ若ハ其ノ自発的活動ニ制肘ヲ加フルカノ感ヲ与フルガ如キハ努メテ之ヲ避クルト共ニ……真ニ町内会部落会ヲシテ自由闊達ナル隣保互助国策協力ノ自主的組織タラシムルガ如ク之ガ運営指導ニ遺憾ナキヲ期セラレ度」と新たな「部落会町内会及隣組再建要綱」に基づく組織の再編を指導しているのである(資料編12近代・現代(2)三〇七)。

しかし、「自由闊達ナル自主的組織」の外貌(がいぼう)をとったところで、こうした「運営指導」がはかられたのは、県民の要求にこたえたためではなかった。むしろ「国策協力ノ自主的組織」「地方自治ノ基部機構トシテノ機能」を維持させることに主眼があ

ったのであり、新たな要綱においても「住民ノ自由意志ニ基ク地域親和団体」と規定しつつも「区域内全世帯ヲ以テ組織スルコト」を要求しているのはその現れである。元来、この通牒のもととなったのは一九四五年十二月二十二日の内務次官通牒であり（全文は自治大学校『戦後自治史Ⅰ（隣組及び町内会、部落会等の廃止）』）、内務次官がこの通牒を各地方長官に命じたのは、総司令部が隣組組織に対して関心をもっていることを察知した内務省が、総司令部の措置をまつことなく自発的に既存の町内会・部落会の弊害を除こうとして発したものであったのである。したがって県内各地に起こりつつある町内会民主化の動きは必ずしも県の要綱の方針転換によっては吸収されつくさない部分ももっていたのである。事実、一九四六年五月末ごろ内務省が行った全国の人口十万人以上の市における町内会の実態調査において、「終戦後町内会に於ける特異なる事象」として「旧来の組織を改組又は役員の選任方法を改正して極めて自由な意志に基き自主的地域団体として民生安定を図る為に再発足し又はしつつあるもの」と「町内会運営の民主化へ役職員の選任方法の改正、運営規程の改正」をあげ、そのいずれにも該当するものとして横浜・川崎の名が見られるのであり、「生活必需品の獲得の為消費組合を結成したるもの」に該当するものとして横浜の名が挙がっているのである（自治大学校前掲書）。しかし反面郡部の町内会・部落会では県の指導の下にほぼそれに対応した規約の再編を行うものがあつたこともまた事実であつた（資料編 12 近代・現代 ② 三六・三九湯本町の例）。

戦時指導者 身近な町内会の民主化再編、あるいは町会長の辞任要求から、地方自治体自体の民主化要求、あるいはその長への批判 の退陣要求への距離はほんのわずかでしかない。十一月中旬には県下の全市町村長は戦時の責任をとって引責

辞職すべきであるという意見が県下の町村会の内部でも出はじめていた（『神奈川新聞』昭和二十年十一月十六日付）のであるが、いくつかの市では実際にこうした市長の退陣要求が住民の運動として始まってきた。鎌倉市では鈴木市長が「戦争責任をとらねばならぬ必要はないが、新日本再建のスタートを切るには、私ごとき老齢の旧指導者は引退した方がよいのではないかと思

い辞任することにした」(『毎日新聞』昭和二十年十二月五日付)のをきっかけに市民の民主化、明るい鎌倉市政を求める動きがでてきた。当時の市制によれば、後任市長候補を市議会で選出し内務大臣の許可を得ることになっていたので、市議会内部では次期市長の選任が始まったが「市長が責任を感じて辞めた以上、議員は候補者になるのを遠慮せよ」という町内会長の声なども出た。結局後任には当時の市議会副議長が推薦され、内務省の認可で後任市長の座についた(『鎌倉議会史』記述編)。その他に横須賀でも梅津市長排撃の声があがった。指導者退陣の声が最も激しい運動となったのは川崎市で、官選市長に対する退陣要求が、町内会の民主化、あるいは市会の民主化運動と結びついて活発化した。同じような運動は小田原にもみられた。これらは単に指導者個人の後退を求めるだけでなく、市長を官選する従来の方式を改めさせ、首長を住民自らの手で選出するという事実上の「首長公選」制度の樹立という意味あいをもったのである。

政党の動き

このような住民の運動を支えるのは、地域の住民や新たに結成され始めた労働組合員の動きであったことはいうまでもないが、戦後新たに組織化され始めた諸政党が予定される総選挙との関係で活発に動いていたということも無視しえない要素であると思われる。幣原内閣がその主要施策の筆頭にあげていた民主主義政治の確立ということは、具体的には議会の再建ということが考えられており、特に戦時下の翼賛選挙で選出された議会を解散し新たな議会を構成してこれに新しい日本を担わせることを考えていたのであった。そのため政府は、一九四五(昭和二十年)年十二月からの第八十九帝國議会で衆議院議員選挙法を成立させ、これに基づく総選挙を行うことを優先課題としていたのである。新しい選挙法は、有権者を二十歳以上の成年男女に拡大し、従来の選挙区を大選挙区に改めかつ制限連記制を採用し、さらに選挙運動の大幅自由化を内容とするものであった。

一方、これに対応し総選挙をにらんで旧議会人を中心に政党の再編も進み、十一月に入ると旧政友会系鳩山一郎を中心とし

た日本自由党、旧無産政党史を中心とし片山哲を抱いた日本社会党が結成され、遅れて旧大日本政治会を母体とする進歩党が発足した。また、「自由の指令」によって指導者が獄中から釈放され、かつ公然と運動が可能となった日本共産党が再建され活発な動きを展開し始めていたのである。その他、敗戦後の混乱のなかからさまざまな名称を名乗る小党派が活動を開始したことはいうまでもない。衆議院は選挙法改正法案の他に、農地改革関係法案、労働組合法案の重要法案をすべて可決したうえで十二月十九日に解散され、各党は総選挙を目指して活動に入っていたのである。

県下においても、中央政界との関連をもちつつ前議員を中心に動きが始まり、十一月末には県会議員も新しい政党分野へ再編され（『神奈川新聞』昭和二十年十一月三十日付）、十二月には各政党の支部も発足するなど総選挙を目指しての政党活動は一気に活発化するに至ったのである。新選挙法で神奈川県は従来の三区から一区の大選挙区となり、定員十二名に対して解散当日で約三倍の立候補が見込まれていたが、新聞の報ずるところでは、自由・社会・進歩の「三派とも公認候補の詮衡はまだ手がつかず、一般県民は全く無表情である」。出馬の予想される人物に関しては、旧人の引退、新人の出馬もあるが「総じて変りばえない顔触れといへる」（『朝日新聞』昭和二十年十二月十九日付）とされていた。時代の転換のなかで旧無産政党史の動きが注目されたが（この動きについては『横浜の空襲と戦災』5参照）社会党は定員の三分の一公認主義で四名が立候補する予定が伝えられるにすぎず、候補者の濫立の割には既成地盤の強固なことが全国的な形勢であると報ぜられていたのである。

公職追放令

こうした情勢を一変させることになったのが、翌一九四六年一月四日に総司令部から発せられたいわゆる「公職追放」令であった。この指令は軍国主義的国家主義者を公職から罷免しまた就職を禁ずると共に、日本の侵略的対外軍事行動を支持・正当化する政党・団体等の廃止を命じたもので、その具体的手続は日本政府の措置にゆだねられたもののこれに該当すべきいくつかの機関・団体を総司令部で指定しており、これらとかわりをもった個人・団体の政治的影

響力を削ぐうとするものであった。総選挙との関連でいえば、大政翼賛会、大日本政治会の有力分子を該当者としていたため、これらを基盤として結成された保守政党、とくに進歩党に大打撃を与え選挙情勢を一変させるに至ったのである。こうした突然の公職追放令の影響は政党のみならず政府、県行政により大きな影響をもった。幣原内閣の閣僚中に四、五名の該当者がいることから内閣総辞職説もとりざたされたが、内閣改造により政府は一応危機を乗り切ったのである。

県下においてもこの追放指令の影響は大きかった。まず当面の総選挙、政界とのかかわりについて、一月十日の『神奈川新聞』は「候補断念者続出か、該当者は自ら決せよ、便乗的人物の巢滅を期待」と報ずるとともに「新顔は更に増加、政党地盤も大変動せん、気をよくした社会・共産両党」と情勢の変化と共に「小型政党続出、新聞雑誌も増える」と空気の転換を記している。

しかし、より大きな衝撃は県行政を担う首脳部の交代に結びついていったことである。すなわち、年頭の辞で「大試練の年至る」と県民の協力を呼びかけていた（『神奈川新聞』昭和二十一年一月一日付）藤原知事自身が、覚書に該当することがほぼ確実となり、その他にも県幹部の高級官吏にも該当者と覚しきものはみられ、覚書の具体的内容の確定次第によっては、人事の異動、機構の改変、さらには追放関係業務の開始など、この追放指令は県行政に新たな問題をもたらすこととなったのである。

政府は追放覚書該当者の具体的基準を作成するにあたり、総選挙との関連で翼賛選挙での被推薦者はこれに該当することを明らかにすると共に、以後の選挙にはこの基準に照らし適格か否かを審査する資格審査を行うこととした。さらに指定された国家主義的団体の解散を行わせると共に、一定の政治活動を行う政党その他の団体の市町村長への届出を要求し、これらに対応する新たな事務を、県・市町村は担うこととなったのである。

他方内務省は、追放令を受けて一月二十五日地方長官人事の大異動を行った。神奈川県では、知事藤原孝夫が退陣し、次長

齋藤昇は山梨県知事へ転出した。後任の知事には元公使内山岩太郎が発令されたのである。

三 過渡期の課題

外交官出身 知事の誕生

新しく知事に発令された内山岩太郎は、当時五十七歳、群馬県出身で東京外語でスペイン語科を中退したのち外務省に入り、主として南米ラテン・アメリカ地域に勤務することが多かった外交官であった。ブラジルのサンパウロでの総領事、アルゼンチン公使などを歴任したが、昭和十八年以来外務省を退き、南方農林協合理事長という閑職にあった。このような内務行政の経験の全くない内山を、内務官僚出身者の知事が続いていた神奈川県知事に起用したことは全く異色の人事であったといえる。しかし、それはこの当時の神奈川県のおかれた位置を物語るものでもあったといえる。

内山の回想によれば知事就任の経緯は次のようなものであった。「終戦翌年の一月、招かれるままに内務省の大臣室に三土忠造氏を訪ねた。氏曰く『今度幣原内閣では内務行政を刷新するため部外の人を知事に採用することになり、横浜・神戸・長崎には外務畑の人を充てたいと思っている。あなたには神奈川県に行ってもらいたいと思うがどうだろうか』と。そこで占領下の神奈川県は外国軍隊の多いことや、対外関係の複雑なことなど特殊事情を述べておられた。私は当時、戦争を回避し得ず、また勝つことも出来なかったのだから、せめて日本の復興には一役買いたいものだという心境にあったので、特に困難に赴くといった考え方から、事務的に深く考えることもなく快諾する気持で、大臣のお話を引き受ける場合は何時決定するのかと反問してみた。すると、今の内閣にはあなたを知っている人が沢山いるから（私の旧友檜橋渡氏が内閣書記官長をして強く推薦してい



てくれた。正式決定は次の閣議の日になるが、あなたが引受けてさえくれれば今すぐ決定するのだとのことで、意気投合の結果、私は即座にやってみましょうと快諾してしまった」（『内山岩太郎論』）。内山を知事に推薦したのは外相の吉田ではなく、法制局官長の檜橋であったということは檜橋自身が強調するところであるが（同上）、菅原通済は芦田均厚相、松本蒸治國務相との相談で決まったのだとも伝えている（菅原通済「鎌倉山秘話」『光あらたに』ほかに『通済一代』下）。いづれにせよ、内山選考の事情は、涉外問題の重要な神奈川における元外交官の起用という構想のものになされたことは疑いあるまい。こうした知事に対し、終戦連絡横須賀事務局も「新知事は高橋局長をはじめわれわれの先輩であり、今後仕事をする上に好都合であります」と期待感を表明していたのである（『神奈川新聞』昭和二十一年一月二十七日付）。

桜井芳雄氏蔵

内山知事（1949年当時）

内山新知事は一月二十八日赴任し「敬愛する県民各位に告ぐ」という談話を発表した。「県民諸君よ、今は男も女も老人も子供も夫々の立場、それぞれの力に応じて雄々しく立ちあがり働かねばならぬ秋であり、殊に本県は新日本の表門であり、横浜はその玄関である。復興は先ず此処から、そして我等の手と足で始めねばならぬ。余の敬愛する県民諸君よ、光栄ある新日本建設の先頭に立ち範を全国に示す大勇猛心を振起し相携えて速かに仕事に取掛ろうではないか」といい「県民みなが外交官の気概で協力して働かう」といかにも外交官出身知事らしい訴えをしたのであ

る（『神奈川新聞』昭和二十一年一月二十九日付）。

着任早々の知事の仕事はまさに「渉外」問題そのものであった。一月三十一日、当時来日中の極東諮問委員会委員に対し、管内の事情の説明をする役目を、事務引継を受けたばかりの新知事が行うこととなったのである。「懇談ハ終始極メテ熱心有効ニ行ハレ知事ハ通訳抜キニテ常ニ自身説明ニ努メタリ為ニ当初ノ予定ヲ超過シ概ネ三時近ク迄一時間以上ニ亘リ懇談継続セラル」という状況であった（資料編 12 近代・現代(2) 3）。極東諮問委員会の委員からはいくつかの質問がなされた。追放令、教育、政治の動向、食糧事情、その他占領政策への要望である。これらに対する知事の応答をみると、政治の動向について「現在日本ノ政治ノ分水嶺ハ天皇制ノ問題デアル此問題ヲ囲リ日本ノ政界ハ確然ト左右兩分野ニ分レテ居ル」という認識で、「此問題ニ付結論ノ一致セル進歩党、自由党、社会党ノ間ニハ政策的ニ殆ンド大ナル差異ヲ認メラレス」とし、共産党が提唱する「人民戦線ノ統一的結成ハ不成立ニ終ルモノト見テキル」とした。すなわち、左翼勢力の動きは新聞の論調に誇大に表現されている。しかしかつての軍閥に対してのように「政治的無気力ト利己的態度ヲ以テ今日再ビ左翼ニ望ムナラバ遠カラズ彼等ノ跋扈ヲ如何トモ為シ得ザルニ至ル虞レガ十分デアル」。また食糧問題について「食糧ニ対スル国民ノ不安ハ極端デアツテ之ガ国民ノ全活動ヲ臆病且消極的ナラシメテキル」のであり、「日本再建ノ根本ガ道徳的ニモ物質的ニモ食糧問題ニ帰スルコト明白ナル今日其ノ一滴ノ呼水ノ意味ニ於テモ速カニ食糧輸入ヲ具体化スルコトノ必要ヲ才認メ願ヘルモノト信ズル」と述べているのである。

内山知事が着任直後に迎えたいま一つの大事業は天皇の神奈川県下巡幸であった。この年の元旦、「朕ハ爾等国民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジフシ休戚ヲ分タント欲ス」といういわゆる天皇の「人間宣言」が発せられたが、一方共産党を中心とする天皇制批判の声が強く挙げられていた。こうしたなかで二月十九日、川崎・横浜の両市、二十日には浦賀・久里浜の引揚者の

収容施設の巡幸が行われた。神奈川県での巡幸が「大成功裡」に終わったので、以後近県各県への巡幸が続けられることとなった。

憲法草案の発表と総選挙

ところで、新しい知事を待っていたのは、このような国家的・儀礼的職務だけでなかったことは言うまでもない。以前から引き続き県民生活にかかわる課題は山積みしていた。しかも、それらを実施に移すべき環境は少しずつ変化しつつあった。それは単に占領政策の鮮明化とさまざまな国民の運動の展開というにとどまらず、それらの帰着先に一つの方向が示されたことによるものであった。すなわち、三月六日に幣原内閣は「憲法改正草案要綱」を公表し、来る総選挙後の特別国会でこの草案要綱を基本とした憲法改正を行う方針を明らかにしていたからである。こうしてがぜん憲法問題が総選挙の争点となってきたのである。

総選挙が四月十日（当初は三月三十日の予定）に行われることになると、県の行政機構と常会は、改正選挙法の趣旨の徹底と投票への参加のために動員された。「総選挙ニ対処スベキ公民啓発運動実施ニ関スル件」が内務部長から各地方事務所長・市町村長に発せられ「各部落会町内会ニ於ケル公民ノ集ヒノ開催方ヲ強力ニ取進メラレ」ることが命ぜられ（資料編 12 近代・現代 (2) 一四〇）、教育民生部長からは「部落会ノ特種形態トシテ青年層ヲ主体トスル政治討論会ノ如キモノヲ開催シ自主的ニ青年層ニ於ケル政治的関心ヲ昂揚セシメ」ることが命ぜられ、「青年公論会（青年常会）の開き方」が指導された（資料編 12 近代・現代 (2) 一四一）。足柄下郡の二月の常会徹底事項は「明朗な正しい投票をして立派な代議士を選出させよう」ということであった（資料編 12 近代・現代 (2) 一四二）。また、国民の政治関心を調査し「之ガ調査資料ニ基キ適切ナル対策樹立ノ資トセラレ度、尚之ヲ以テ選挙干渉ノ手段トスルガ如キ疑ヲ与ヘザルヤウ実施上特ニ留意セラレタク為念」と指導までなされているのである（資料編 12 近代・現代 (2) 一七二）。

第8表 第22回総選挙結果(1)

党派別	自由	進歩	社会	協同	共産	諸派	無所属	計
候補者	13	7	9	2	3	19	24	77
当選者	6	—	4	—	—	1	1	12
得票数	491,461	149,331	463,852	6,492	95,228	181,810	370,723	1,758,897

第22回総選挙結果(2)

	計		男		女	
投票者	679,000人	67.7%	343,841	71.7%	335,159	63.9%
棄権者	324,552	32.3	135,428	28.3	189,124	36.1
計	1,003,552		479,269		524,283	

1946年4月10日執行

こうした指導に基づいてなされた湯本町の政治関心調査表は断片的ながらもこのころの県民意識の動きをかいま見させてくれる。まず、今度の総選挙が行われる理由につき、大部分が「国内政治を刷新して民主生活を実現するため」と回答しており、民主主義の政治とはどういう政治かの間に対しては「政府が国民の要求を聞いて国民の為の政治をすること」と「国民が主体となって政治をとること」との二つに回答がわかれている。また、現在日本の政治問題で何を一番に解決すべきかという問に対しては、食糧問題の解決をあげるものが最も多く、次いでインフレーションの防止、憲法の改正をあげるものと続いている。これは日本が平和国家として立上るために先ず何を為すべきか、との問に対し、産業の復興、国民生活の安定が民主主義の徹底よりも多くの数を占めていることとほぼ対応しているのである。限られた人数の調査結果ではあるが、ここに当時の県民意識が日常生活と結びつきの深い経済生活に向けられていたことが知られるであろう。

こうしたなかで戦後最初の総選挙が行われた。神奈川県は全県一区で定員十二名のところに七十七名が立候補し、その大部分が新人候補であった。選挙法の改正で婦人に初めて選挙権が与えられたこともありこの時の有権者数は前回（一九四二年）の翼賛選挙のときの四十三万九千から百万人へと二倍以上に増大してい

第1章 占領・復興期

第9表 1946年4月10日執行第22回総選挙党派別得票数調

市郡別	党派別 日本 自由党	日本 進歩党	日本 社会党	日本 共産党	諸派	無所属	合計
横浜市	117,915	67,388	211,570	35,937	56,527	82,520	571,857
横須賀市	50,927	23,307	53,565	9,182	22,395	34,572	193,948
川崎市	41,916	12,659	69,130	12,128	10,787	20,206	166,826
平塚市	14,673	1,834	6,901	2,915	2,937	12,777	42,037
鎌倉市	12,686	3,119	14,291	2,910	3,024	11,292	47,322
藤沢市	19,473	7,188	12,707	4,133	5,100	10,052	58,653
小田原市	23,109	5,223	9,363	4,210	16,362	14,974	73,241
市計	280,699	120,718	377,527	71,415	117,132	186,393	1,153,884
三浦郡	9,162	3,722	8,352	1,228	8,324	10,037	40,825
鎌倉郡	9,400	1,601	10,219	1,850	2,455	5,604	31,129
高座郡	63,670	4,552	23,614	7,260	19,203	29,629	147,928
中郡	38,172	4,624	15,453	4,817	13,178	63,068	139,312
足柄上郡	21,081	4,962	8,433	1,906	8,802	22,373	67,557
足柄下郡	24,900	7,686	10,489	3,891	11,823	19,362	78,151
愛甲郡	29,615	750	5,089	1,521	3,916	19,993	60,884
津久井郡	14,762	716	4,676	1,340	4,522	13,211	39,227
郡計	210,762	28,613	86,325	23,813	72,223	183,277	605,013
県計	491,461	149,331	463,852	95,228	189,355	369,670	1,758,897
得票率	27.94	8.49	26.37	5.41	10.77	21.02	100.00

神奈川県選挙管理委員会『神奈川県選挙10年の記録をかえりみる』から

た。とくに新有権者である約五十二万人の女性の投票率が注目されたが、男七一・七、女六三・九、合計六七・七で、二人の婦人候補が当選した。その党派別は第八表のとおりであるが、党派別でみると、自由党六、社会党四、諸派一、無所属一で進歩党候補は全滅した。また社会党の片山哲、自由党の河野一郎を除く十名は新人であり、追放令の影響が大きかったことを物語っている（河野一郎は、当選後追放指令該当で失格となり、次の共産党中西伊之助が繰上げ当選となった）。さらに新人議員のうち五名が現職の県議、ほか二名が市議などの経験者であり、追放された既成政治家に代わって地方議会経験者が国政の場に出ていったことがうかがえる。また、党派別得票数を市部、郡部別に対比してみると、自由党はより郡部から、社会党・共産党はより多く都市部から得票していることがわかる。

この総選挙の結果は全国的にみれば、自由党百四十、進歩党九十四、社会党九十二、協同党十四、共産

党五、諸派三十八、無所属八十一ということで、幣原内閣は退陣することとなった。しかし、絶対多数を獲得した政党がなく、かつ第一党の自由党総裁鳩山一郎に対し追放令が出され（五月四日）、後継内閣の組閣は難航し、結局外相の吉田茂を首班とし自由党を与党とする吉田内閣が組閣されたのは総選挙後一か月余を経た五月十八日のことであった。

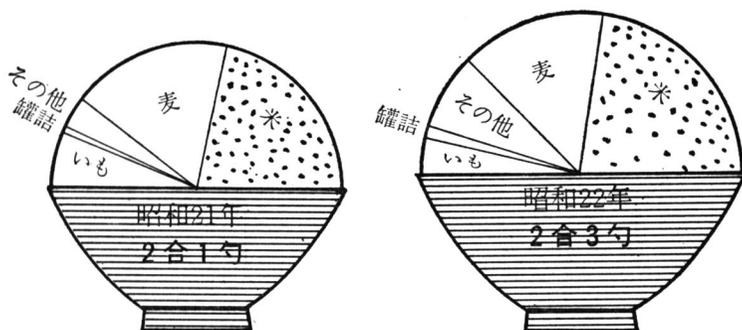
食糧対策

幣原内閣が不評であった理由の一つは国内経済政策にあった。幣原自身も長い外交官生活の経験者として、渉外事項に十分に対処しえたが、山積みする国内の諸問題には十分に有効な施策をなしえなかった。特に一九四六（昭和二十一年一月）に緊急経済対策を打ち出し、金融緊急措置令により旧円を封鎖し新円五百円生活を打ち出したがインフレは容易に収束せず、また緊急食糧管理令により供出確保のため強権発動をも可能とする措置をとったが、一旦揺いだ政府の威信の下では供出確保は十分にできなかった。先にあげた湯本町の調査でも、食糧問題の解決のため強権を発動して供出を促進すべきであるという意見よりは農業技術を改善し肥料を供給すべきであるという農民の声があがっているのである（資料編 12 近代・現代(2)二七）。

食糧問題は特に配給に依存する都市部において深刻であった。遅配は常態化し、しかも配給される内容も十分な食糧となりえなかった。そして、総選挙後の内閣不在のときにおいて政府の指導力が存在しない以上、県は独自で食糧確保の道を探ることはできなかった。ちなみに県下の食糧状況は、一九四六年五月二十日現在で以下の様であった（資料編 12 近代・現代(2)二八）。

一日平均の所要量が三千九百石であるのに対し五月中の県外からの搬入量は一日平均四百五十石程度であり、政府の庫物払下げ分を加えても二千石以下であり所要量の約五〇割であった。前年秋以来、主として東北各県のほか千葉・三重・滋賀などの各県からの搬入計画をたて対策を講じたが、五月半ばまでの総入荷量は全体で七八・八割に過ぎず、特に四月期では約五割の達成をみたにとどまり、五月分については五分の一程度であった。「知事始メ各部長並市長、県・市議員、工場代表者、一

配給食糧の種類と量



配給量ではとても足りず、しかもその上遅配欠配があった

『戦後10年のあゆみ』から

般消費者代表等数次ニ亙リ各産地ヲ訪問懇請シツツアルモ甚ダ悲観的ナリ」と伝えている。

こうしたなかで配給の状況は極度に悪化し五月十七日現在で、「欠配八日々ニ悪化シ都市ハ平均一〇・四日長キハ十三日ニ及ブモノアリ郡部ニアリテモ平均五・六日ニ及ブ」という状態で、今後の見通しとしても「農家ノ供米、未利用資源ノ供出並隠匿食糧等ノ調査摘発等ニ依リ或ル程度ノ数量ヲ確保シ得ルモ其ノ量タルヤ総需要量ニ対比スレバ極メテ微々タルモノナルヲ以テ如何ニシテモ県外ヨリノ搬入米ニ期待ヲ懸ケザルヲ是ズ」という有様であった。

こうした食糧欠配の状況は当然に県民の不安動揺を産んだ。「欠配ノ全般的且長期トナルニ伴ヒ消費大衆ノ不安動揺ハ愈々増大シ集团的、示威的行動ハ日々熾烈トナリツ、アリ、特ニ工場労務者ノ大衆行動、中小都市ノ理事者、市会議員等ノ陳情者ノ数夥シク増加シツ、アルハ消費者ガ真ニ困窮ノ度ヲ加ヘツ、アルコトヲ如実ニ物語ルモノト思料サル、是等ノ陳情者ノ中ニハ食糧問題ヲ口実ニ単ニ政府官憲等ヲ非諉攻撃シ破壊的ノ言辞

ヲ弄スルニ終始スルモノアルモ概ネ真劍ニ食糧危機ノ真相ヲ知り食糧ノ確保又ハ配給ノ改善ニ協力シ官民共ニ此ノ難関ヲ突破セントスル氣構ノモノ多キコトヲ觀取サル、県ハ是等ノ陳情者ニ対シテハ努メテ其ノ真相ヲ語り正確ナル認識ノモトニ行動セシムルヤウ配意シツ、アリ」。

県は四月二十一日に食糧対策の緊急措置要目を定めその実施に移していたが、ここに述べられたような県民の県庁への食糧要求の直接行動が始まっており、四月三十日には県民は知事に面会を要請し、非常食放出を行わせた。戦後最初のメーデーにおける要求も食糧危機突破が重要なスローガンであり、また幣原内閣退陣後の政局の混乱の中で食糧を突破口とする大衆運動が大きく展開されつつあった。

涉外知事

こうした状況のなかで、県として採りうる対策は、残るところ占領軍からの食糧放出を依頼することで当面の危機を乗り切ることであった。外交官出身の内山知事の「涉外知事」としての能力がこの局面に発揮されることとなるのである。ここで内山知事が遺した『日記』から食糧問題への知事の対応を跡づけてみたい（未公開の『内山日記』を利用するに際しては、内山知事の御遺族から格別の御配慮をいただいた。記して謝意を表したい―筆者）。

五月四日

食糧問題では陳情が多くなった。食へない結果で致方ない。乱暴をしないデモなら多いにやるがよいと思ふ。県民には籠城の積りで頑張れと励ましてゐる。

コレラ船も今が峠で何とか下火になり後統部隊も消化出来るらしい。

進駐軍は土木関係の仕事が進まぬとして「デレル」。

今日は自分が陳情の列に加はり先づ九時少し過ぎ吉田外相に話し米軍補給の麦類放出方運動を頼む。

次で農林大臣副島老人を官邸に訪ね、県下の事情を訴へた。二十年度四千二百万（実収見積三千九百万）は実際五千万あったのだ。神奈川は四月下旬で終る算りで今あるのが不思議だと云ふ。各方面の節米五百万石が相当に利いて居る。これから出来る丈しぼり出さねばならないが、米軍の援助物資の放出が大切だ、現地でも大に運動して呉れと云ふ。今日迄は僅々五千五百噸位で放出の条件は随分キツイと。

五月八日

十時ウアルシュ労務課長の求めにより往訪、労働者問題と食糧問題に就て話す。

更にメルバーク大佐を訪ね食糧問題に就て訴ふ。同大佐は真に我方に共鳴して呉れて居る。これは労働課長の言に依つて証明された米國側、マ司令官の報告が発表された。言は悉く我方の言はんとする所を述べて居る。アイケルバーク中將を訪ね食糧情報を届けた。此の日新聞記者を集め食糧事情を説明す。

五月十一日

早朝より第八軍に食糧放出を願出づべく準備す。

横浜市会の代表者十余名の陳情。

川崎地区工業クラブ代表約二十名陳情。

相模原町会農会等代表十数名陳情。

何れも食糧問題で訴へる。但し我方の説明で静に帰る。

十時食糧課長同伴、NYKに第八軍經濟部長 Ballard 大佐を訪問し県下の事情を説明し知事として出来る丈働いたが、此の上は進駐軍に頼むより外に手が無くなつたから至急小麦二千噸を粉で呉れそして五月中に一万噸を貰ひ度い。それは全県需要量の約半月分である。東京で申入れて居るのは余り小額で問題にならぬ。我等の困るのは五、六、七月の三ヶ月である。此の月を何とか切抜けさせて貰はねば生産も出来ねば秩序も保てないと述べた。

大佐は決して神奈川県民を餓死させる様なことはしない。問題は日本側が如何なる程度に自分の力を出して居るかと云ふことである。闇の横行もあるではないか。

日本政府は遠い生産県に対し小麦をやるから米を出せと云へば善いではないか。それは政府にはそれを云ふ訳に行かない。又云つても政府に対して人民は信用を持たぬ。マ司令部が云へば信用するであらふ。若し今米軍が神奈川に小麦を出して呉れば日本人は米軍を頼りに政府を信頼する様になる。

自分は今約束は出来ぬが是非粉を出す様にする。猶今後は食糧問題に就ては出来る丈密接な連絡を取る様にし度いと云ふ。我方望む所である。

五月十五日

共産系のデモ三千人県に来るとの話。本日のデモは十五件とある。部課長会議後メルバーク大佐を訪ねて食糧問題を論ず。鈴木公使も同行。メ大佐は過日と異なり悲観的にして八軍は食糧を出さぬらしいとのこと。余は今最後の段階に達し居り、我が政策に就ての批判は別として現実は食糧難を如実に現わしてある。救つて貰へねば万事休すと論じ十一時五十分に及ぶ。デモ数千県庁を包囲すとの報告あり。

次でバラード大佐を訪ねた。一週間位の食糧を出して呉れることになるらしく思はれた時数字的に疑問が起き結局明日午前九時半更めて数字を持って往訪することになった。直に営団に行き対策を研究した。四時半事務所に帰る。東京に行く積りであったが時間がない。明日の会談で問題は決する積りだ。十時半頃にアイケルバーガー將軍に会ふ積り。

五月十六日

此の日朝バラード大佐を訪問のこと。茲で米軍の小麦を出して貰ふ。一週間分。断じて譲らぬこと。出来ねばアイケルバーガーに頼むこと。これは横浜^{カナガ}に頼むこと。

五月十七日

九時廿分八軍にバ大佐を訪ねたが他所にて電話中の由、メ大佐を訪ねて新内閣の話をし十時頃再度バ君の室に行く。

回答は昨日非常に長く話をした結果夕方やっとこれ丈出すことになった。それは知事の申出の二割五分を認めることで米軍は世界の食糧難から決して日本を直に救済する訳に行かぬ。日本人が努力した後不足の一部を補ふのだ。

僅だがこれで五月分はやって見給へ、日本人が最後の努力をして足りない場合は又何とか考へると、小麦は出来る丈早く(月曜日)粉の

まま上げると。

米軍の小麦が出た。

暴動の起きる場合には出すと云ふ小麦が兎に角出た。六十万トンしか来ない其の内からの救援物資である。

早速庁内の態度を決し、新聞に公表することにした。

五月十九日

十九日は食糧メーデーと称して盛に示威を行ひ、一方内閣の成立難に關聯して左翼は一挙に内閣を奪取せんとする状態を呈して来た。連日の対宮中^{つうぐわい}でもや内閣に迫込戦術などを実行する共産党も現はれた。

県庁でも一日六組に及ぶデモと陳情で中には一組一時間以上を要するものもあり殆ど仕事をする暇もなく自然に高い声も出し度くなり夕方には声がかれて来た。

こうした交渉を通じてこれまで政府を通じても行われながら成功をみなかった米軍の食糧の放出の突破口が開かれることとなった。その量は神奈川県下に対し二千五百トンというもので一時しのぎのものにすぎなかったが、内山知事の『渉外知事』としての声望がこの緊急食糧放出によって示されたのであった。のちに県議会は「輸入食糧放出に対する感謝決議」を連合国最高司令官に対して行っている（八月十日）のと、また、内山知事が離日するアイケルバーガー中將に感謝の書簡を送っている（二九四八年七月）のは、このような知事の占領軍当局に対する働きかけがあったからなのであった（『神奈川県会史』第六卷）。

四 転換する地方制度

地方制度の改正

ところで、難産ののち成立した吉田内閣の最大課題の一つは新憲法の草案審議とこれに関連する諸法制の整備を行うことで、そのなかに地方制度に関する諸法規、府県制、市制、町村制などの改正もあった。

新しい地方制度改正の方向は、既に三月に発表された憲法草案要綱のなかで示されていた。これは、憲法に新たに「地方自治」の章をおき、地方公共団体の組織と運営は「地方自治の本旨」に基づいて法律で定めるという原則を定めたほか、地方公共団体の長は住民公選によることを定めた内容のものであった。内務省ではこうした趣旨に沿って知事の公選制、また公選の母体を衆議院選挙法にならって二十歳以上の男女とする、などという内容をも含んだ地方制度改正案を準備して七月から始まった第九十議会にこれらの改正案を提出したのである。しかし、こうした制度改正をまつまでもなく、住民の側で自主的な「首長公選」を実施しこれにより地域の新しいリーダーを選出する動きも始まっていたのである。

本県では川崎市においてこのような過渡的な時期での「公選」が行われた。すなわち敗戦直後から、戦時市長としての当時の江辺市長に対する批判が強まり、一九四六（昭和二十一年）二月には戦時市長退陣を求める市民大会が行われていた。また労働者・市民が市長の退陣を要求するほか市役所内に川崎市食糧管理委員会を結成し食糧問題にあたらうとし、さらには川崎市民需対策委員会も結成される動きとなっていた（資料編 12 近代・現代(2) 三）。こうしたなかで五月二十七日に江辺市長は辞意を表明した。当時の市制では市会が市長候補者を推薦し内務大臣の勅裁を経て選任することとなっていたが、新憲法草案の趣旨を生かし「公選」に近いかたちで市民の意思を確かめる手続を導入し、これに沿って、市会が市長候補を推薦することがな

れたのである（『川崎市史』）。具体的には市会議員全員により市長公選委員会を組織し、有権者は二十一歳以上の男女、被選挙者を二十六歳以上の男子とし、単記無記名投票を行う。投票・開票は町内会長が管理して行うという方式を採用した。こうした方式は、既に仙台市などで行われたものであったが、こうした「市長公選」が七月十四日に行われた。投票率は五一・四割で、ここで最多得票を得た金刺不二太郎を市会は内務省に推薦し、八月一日から川崎市長に就任することとなったのである。小田原市の場合は、「市民ノ与論ヲ尊重スルノ根本方針ノ下ニ」市会に九名の市長候補者詮衡委員をあげ、さらに「町内会代表者ノ参集ヲ求メ市会ノ意嚮ヲ伝ヘ各級常会ニ問ヒテ市民ノ与論ヲ調査セシメタルニ偶々本市会ノ抱懐セル候補ト一致シタリ」ということで後任市長を選出した（小田原市役所『昭和二十一年市会書類』）。政府の主導で進められる制度改革の内容を先取りする市民の動きが県内においてもみられたのであり、政府が進める制度改革とこれを支える国民の動きが今後の新地方制度の定着を規定することとなったといえるであろう。

ところで、議会での地方制度改革は八月三十日に衆議院を、九月二十日に貴族院を通過し、九月二十七日に公布された。しかし、衆議院での審議の過程で、総司令部や議員からいくつかの修正要求が出され、八月三十日の衆議院通過の時点で衆議院は附帯決議をつけ、それをうけ大村内相は「更に第二次的地方制度の根本的改正を図る必要があると考えている」と声明を發表し、知事の身分の切替えにもなう新たな見地からの府県の組織及び運営の制度の確立、大都市の特殊性に即応する大都市制度の確立、市町村に自主的に行政組織を選択させ、事務を自主的に処理させる権能を与えること、などの九項目を第二次改革の骨子としてあげたのである（自治大学校『戦後自治史Ⅱ（昭和二十一年の地方制度改革）』）。こうして、一九四六年九月の地方制度改革正以後、一方で新制度の定着をはかろうとする動きと、他方でより新しい制度の構想をはかるといふ動きとが併行して行われることとなったのである。

すなわち、内務省は「地方制度改正に伴ふ公民啓発運動について」を知事に通牒し、今回の制度改正の趣旨——改正憲法の実施と共に我国の民主主義化を実現せんとするものであって、その内容も地方自治団体首長の直接選挙、選挙権及被選挙権の拡張、自治行政への住民の直接参加等極めて多岐に亘り我国地方自治制度創設以降の根本的改正である——を国民各層に充分徹底せしめることを「官製の運動であるやうな印象を与へないやうに留意」しつつ行うことを指示した（資料編 12 近代・現代(2) 一五〇）。これに基づき、知事は新憲法公布の十一月三日に訓令を発し、今回の改正の目的が達成されるか否かはその運用如何にあり、「よくその趣旨を直接自治運営の衝に当る者には固より広く地方住民にも周知徹底させ、地方政治が真にその住民の創意と責任とにおいて運営され日本の民主的發展の基礎を培ふことができるやうにしなければならぬ」と命じた（資料編 12 近代・現代(2) 三〇）のであった。このように住民の創意を前提とした地方制度に対し、その運用方法を内務次官―知事―市町村長の行政系列で浸透させるという形態が依然続いていたのである。

特別市制問題

他方で、内相が約束した第二次の地方制度の改正に関連して県内に新たな問題がクローズアップされることとなった。それはこの第二次改正のために設置された地方制度調査会で、大都市制度を検討する第二部会の委員として内山知事が就任することとなったためである。大都市制度問題の具体的内容は、大阪・名古屋・京都・横浜・神戸の五大市を現在所属する府県から独立させて特別市とし、府県並みに扱うか否かの問題であった。これら大都市は、府県と国との二重監督の弊を訴え、市が直接に国と結びつき府県の有していた事務をも市にとりこんで独立する運動を戦前から進めていたのであるが、戦後の地方制度改革のなかでこの問題を提起し、衆議院の附帯決議をたてにとり、すでに国論は特別市制度の方向に向っていると一挙にこの部会で特別市制度の導入を期そうと結束していたのであった。

調査会の大勢は、大都市側の結束が固いこともあり特別市制度の導入にあった。府県を代表する立場にあった内山知事は、